

令和7年度 指定管理者の管理運営に対する評価シート

		施設番号		20
部	産業経済部	課	農業振興課	

1. 指定概要

施設概要	名称	佐波江舟だまり		建設年	年（大規模修繕 年）	
	所在地	近江八幡市佐波江町		利用対象	全市	地域
	設置目的	漁業振興及び公共の水域の秩序の維持				
	規模	敷地面積5,701.6㎡（舟だまり施設（護岸、堤防、岸壁など）3,004.6㎡、泊地2,697.0㎡）				
	指定管理開始年度	平成18年				
指定管理者	名称	滋賀びわ湖漁業協同組合（近江八幡支所）				
	所在地	大津市におの浜四丁目4番23号（近江八幡市長命寺町29番地4）				
指定管理業務の内容		①維持運営計画に関する業務 ②施設の維持管理に関する業務 ③船舶等の施設利用の管理に関する業務 ④水域施設（航路、舶地）の管理に関する業務 ⑤施設の安全管理に関する業務 ⑥外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設等の管理に関する業務 ⑦施設内の環境美化等のための管理に関する業務				
指定期間		令和6年 4月 1日 ～ 令和11年 3月31日 （5年間）				
指定管理料		令和5年度：0千円		令和6年度：0千円		令和7年度：0千円
利用料金制		採用している		選定方式	非公募（特例）	応募者数

2. 施設の設置目的の達成に関する取り組み【有効性】

		目標と具体的な取り組み(計画)	令和7年度実績	所管課による検証
施設設置の目的達成状況	施設の維持管理業務	①施設の維持管理に関する業務 ・施設の維持管理 ・施設の点検 ②外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設等の管理に関する業務 ③施設内の環境美化等のための管理 ・施設内清掃(清掃、ごみの処理)	○維持管理 ・基本施設(護岸、堤防、岸壁)の点検を月1回実施 ・機能施設(施設内道路、駐車場用地、街路灯施設、信号灯)の点検を月1回実施 ○環境美化 ・駐車場及び通路、その他施設内の除草作業を実施 ・ごみの除去 ・港内の藻刈、浮草刈 ・組合員による一斉清掃(7月・12月に実施)	(よかったと評価できる事項) 日常的な点検・清掃活動を継続的に実施するとともに、組合員による一斉清掃を行うなど、適切な維持管理と施設周辺の環境美化に取り組まれた。 (改善を要した事項と対応) なし (課題) なし
	(サービスの運営業務)	①維持運営計画に関する業務 ・施設の使用許可等 ・利用料等の徴収 ・施設を利用する船舶等への指導 ②船舶等の施設利用の管理に関する業務 ③水域施設(航路、船地)の管理に関する業務 ④施設の安全管理に関する業務	施設の利用料金を適切に徴収した	(よかったと評価できる事項) 施設の利用料金を適切に徴収できている。 (改善を要した事項と対応) なし (課題) なし
	(提案内容の実施業務) 自主事業 その他の業務	なし	なし	(よかったと評価できる事項) (改善を要した事項と対応) (課題)

施設設置の目的達成状況	(施設利用状況 (利用促進策))			(よかったと評価できる事項)
				(改善を要した事項と対応)
				(課題)

3. 効率性の向上に関する取り組み【効率性】

	前年度実績	令和7年度実績	(よかったと評価できる事項)
収支状況	■収入 (1,716千円) 施設利用料 1,716千円	■収入 (2,739千円) 施設利用料 2,739千円	なし
			(改善を要した事項と対応) なし
			(課題) なし

4. 利用者の満足度調査等【有効性】

実施内容・時期	組合員が日常的に施設を利用しているため、利用者等へ声かけを行い、利用者のニーズを収集している
評価頂いている内容	
苦情・意見等	

5. 指定管理業務に関して、指定管理者から市への要望

なし

6. 指定管理者の自己評価コメント

組合員の生業に必要な施設であり、自己管理を行うことで効率的な管理ができています。指定管理者制度の活用により適切な施設管理ができています。
--

7. 所属の総括コメント

組合員の生業である漁業に利用する施設であることから効率的に維持管理を行うとともに、漁業を営む立場から湖面清掃等水環境などにも配慮されている。さらに港内の浮草刈などを実施し、航行の安全と環境保全に努めている。また、余剰部分でプレジャーボートの係留を許可・管理しており、プレジャーボートの不法係留の抑制につながっている。
--